

世田谷区立経堂図書館の指定管理者の選定について

(付議の要旨)

平成29年4月からの世田谷区立経堂図書館の指定管理者の候補者について、
下記のとおり選定する。

1 主旨

平成29年3月で世田谷区立経堂図書館の一部業務委託が終了することを踏まえ、平成29年4月から指定管理者制度を導入し、指定管理者に施設の管理運営をさせるため、世田谷区立図書館条例に基づき、指定管理者の候補者を選定する。

2 指定管理者制度を適用する施設

- (1) 施設名 世田谷区立経堂図書館
- (2) 所在地 東京都世田谷区宮坂三丁目1番30号
- (3) 指定期間 5年間（平成29年4月1日～平成34年3月31日）

3 指定管理者制度適用の理由、効果

公立図書館は図書館法の規定により「入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」とされる施設である。この点を踏まえ、限られた運営財源の中で、指定管理者自らが創意工夫し、最大の効果をあげるための事業運営や管理運営の展開を図ることによって、以下の図書館サービスの向上が期待できる。

- (1) 図書館業務運営の効率化
- (2) 図書館サービスの質及び量的向上
- (3) 新しい図書館サービスの導入

4 指定期間

5年間（平成29年4月1日～平成34年3月31日）

5 指定管理者候補者の選定方法について

世田谷区立図書館条例第6条の規定に基づき、指定管理者の候補者を公募により選定する。

6 審査体制

(1) 選定委員会の設置

公募により申請団体から提出された事業計画等を選定基準に基づき審査し、指定管理者の候補者を選定するため、世田谷区立図書館指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、選定委員会を設置する。

(2) 選定委員会の所掌

選定基準等に基づき、指定管理者の候補者の選定に係る審査を行い、その経過及び結果について報告書を作成し、速やかに教育委員会に報告する。

(3) 選定委員会の構成

外部委員（学識経験者等）4名、教職員1名及び区職員2名とする。

7 選定基準

世田谷区立図書館条例第6条第3項各号に定める選定基準に基づき選定を行う。

- (1) 図書館に関する業務を充分に行う能力及び実績を有していること。
- (2) 図書館の効用を最大限に発揮させることができること。
- (3) 図書館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

8 今後のスケジュール

平成28年4月25日	文教常任委員会報告（選定方法）
5月～7月	募集期間、選定期間、事業者選定
8月	政策会議（選定結果）
9月	文教常任委員会報告（選定結果）
	第3回区議会定例会（指定管理者、指定期間等の提案）
平成29年4月1日	指定管理者による管理の開始